

## 「不在者投票管理者事務取扱要領」に関するお願い

事務要領（冊子）中、日付が空欄（          ）となっている部分については、以下のとおり当該欄に加筆及び御参照のうえ、御活用願います。なお、選挙日程は現時点で確定していないため、告示：6月22日（水）、選挙期日：7月10日（日）を想定して作成しております。

※選挙日程は国会の会期が延長された場合、公職選挙法第32条第2項により変更されますのでご注意ください。

6 ページ 第 1 不在者投票をすることができる期間等	2 不在者投票をすることができる期間は、次のとおりです。 <u>令和4年6月23日（公示の日の翌日）</u> から <u>令和4年7月9日（選挙期日の前日）</u> まで
8 ページ 第 4 不在者投票の手続 1 投票用紙及び投票用封筒の請求 「(3) 請求先」中【注意事項】	※ <u>令和4年3月21日以前</u> に転入の届出をしていれば、新住所地の市区町村の選挙人名簿に、 <u>令和4年3月22日以後</u> であれば前住所地の選挙人名簿に登録されています。
8 ページ 第 4 不在者投票の手続 1 投票用紙及び投票用封筒の請求 「(5) 請求期間」	○ <u>選挙期日の前日（令和4年7月9日）</u> までならば、いつでもできます。 * 1 郵便によって請求するときは、往復日数を考慮して早めに行うようにしてください。 * 2 請求は、 <u>公示の日（令和4年6月22日）</u> の前でも行うことができます。
16 ページ 「第 5 投票の送致」中【注意事項】	* 1 送致が遅れると、有効になされた不在者投票が受理されないことがありますので、 <u>選挙期日の前日（令和4年7月9日）</u> までに市区町村の委員会に到着するようにしてください。 郵送するときは、郵送時間の余裕をみて送付してください。